

公益財団法人全日本柔道連盟 国際大会事業基金規程

(名称)

第1条 この法人の目的を達成するために全日本柔道連盟国際大会事業基金（以下「基金」という。）を設ける。

(使途)

第2条 この基金は特定資産の中に「国際大会事業積立資産」を設定し、その運用収入および取り崩し費消する元本の使途は下記の事業実施に限定する。

- ・国際大会事業

(構成)

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを目的として寄付された財産
- (2) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産

(管理・運用)

第4条 この基金は理事会決議を経て元本の回収安全性が高く、かつ適正な運用益が得られる方法により専務理事が管理・運用するものとする。

(取り崩しの制限)

第5条 この基金は、法人の事業遂行上、やむを得ない事情が生じた場合、および第2条に掲げる事業の実施費用に充当するために取り崩す場合のいずれにおいても理事会決議をもって取り崩すことができるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会および評議員会の承認を必要とするものとする。

付則

1. この規程は、平成23年3月18日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。